SHE会員規約

(目的及び趣旨)

- 第1条 このSHE会員規約(以下「本規約」とします。)は、エフピーステージ株式会社(以下「当会社」とします。)が当会社の運営する戦略法人保険営業塾(以下「SHE」とします。)が提供する保険商品等の販売に関する専門的知識及び技術等並びに教育講座等について、これを当会社がSHEの会員(以下「会員」とします。)に対して有償で提供し、これを会員が当会社の指導等に従って使用する等し、もって会員の本質的成功(物心両面成功)、当会社と会員との相互の発展及び信頼関係の向上並びに会員相互の信頼関係の向上に資することを目的とします。
- 2 第7条第1項に定める当会社の知的財産権は、SHEが会員に限って提供するものであって、当該知的財産権の享受によって会員の本質的成功(物心両面成功)をはかるものとします。

(会員の権利)

- 第2条 会員は、会員である期間中(以下「会員期間中」とします。)は、次の各号に掲げる当会社の専門的 知識及び技術等並びに教育講座等の提供を受けることができます。
- 一 保険商品等の販売に関する専門的知識及び技術等(以下「本ノウハウ」とします。)
- 二 当会社が開催するSHE財務講座(以下「本講座」とします。)
- 三 本講座及びSHE財務基礎講座(以下SHE財務基礎講座を「基礎講座」とします。)の教科書等(ただし、本講座の教科書等の提供は、基礎講座から本講座に移行した後とします。)
- 四 前各号に係る資料データ、映像データ及び音声データ等
- 2 本講座は、当会社が指定する区市町村で開催するものとします。
- 3 本講座を受講し、又は本ノウハウの提供を受けるための費用(旅費交通費及び通信費等)については、会員の負担とします。
- 4 会員は、会員期間中は、本規約、当会社が定める方針、当会社からの指示その他のSHEの運営に関する 事項に従うことを条件として、第7条第3項に定める当会社の商標等を使用できます。

(入会)

- 第3条 会員となることを希望する者(以下「入会希望者」とします。)は、当会社に対し、所定の誓約書兼申込書を提出していただきます。
- 2 前項の誓約書兼申込書を当会社が受領し、かつ当会社が会員と認定したときは、その入会希望者は、当会社が会員と認定した日(以下「会員認定日」とします。)に会員となるものとします。

(会費)

- 第4条 会員は、当会社に対し、本規約に基づく会費(以下「会費」とします。)を支払うものとします。この場合において、会費の性質は、本ノウハウの提供、商標等使用権の提供、教育講座の提供その他本規約で定める提供項目で構成するものとします。
- 2 会費の月額は、金5万円(年額は金60万円。除く消費税)とします。この場合において、2年目(13 箇月目)以降の会費の月額は、金3万円(年額は金36万円。除く消費税)とします。
- 3 前項の規定にかかわらず、一般社団法人日本BCP協会が行う研修に係る受講の申し込みをした者の会費については、その申し込みをした日の属する月から当該研修が終了する日の属する月までの会費の月額については、これを金1万円(除く消費税)とします。
- 4 会費は、会員認定日の翌日以降において第1回目として受講する基礎講座の開催日(当会社から基礎講座の受講日等の案内及び教科書等の提供を受けた後において、原則としてその直近に開催される基礎講座の開催日をいいます。以下「第1回基礎講座受講可能日」とします。)の属する月から生ずるものとし、当月分を当月27日(27日が金融機関の休業日に該当する場合は、その休業が明けた日とする。以下同じ。)に、毎月定期に支払うものとします。この場合において、第1回目の会費の支払い日については、当会社が指定する日とします。

- 5 会費は、当会社が指定した金融機関口座に対して振り込む方法によって支払うものとします。この場合に おいて、当会社から要請があったときは、会員は、金融機関による自動口座振替手続きをするものとします。
- 6 会費の支払いに要する費用は、会員の負担とします。

(有効期間)

- 第5条 会員であることの有効期間(以下「会員有効期間」とします。)は、第1回基礎講座受講可能日の属する月の1日(以下「会員有効期間起算日」とします。)から起算して1年間とします。この場合において、会員認定日から会員有効期間起算日の前日まで期間については、会員としての権利を行使等することができないものとします。
- 2 会員有効期間が満了する1箇月以上前までに当会社又は会員いずれからも書面による意思表示がない場合は、当該会員は、更に1年間の会員有効期間を得るものとし、以後同様とします。

(SHE財務基礎講座の受講)

- 第6条 会員が新たにSHEに入会したときは、速やかに合計4回のSHE財務基礎講座(以下「基礎講座」とします。)を受講するものとします。この場合において、基礎講座は、当会社が指定する区市町村で開催するものとし、基礎講座を受講するための費用(旅費交通費及び通信費等)については、これを会員の負担とします。
- 2 前項に定める合計4回の基礎講座の受講を終了していない会員であっても、会員有効期間起算日から起算して4箇月を経過したときは、本講座に移行するものとします。

(知的財産権その他の権利の帰属等)

- 第7条 当会社が会員に対して提供する教科書(本講座及び基礎講座のテキスト等),資料データ,映像データ及び音声データ(以下これらを「本資料等」とします。)その他の当会社の知的財産権(当該知的財産権に付随及び関連する権利を含みます。)の一切は、当社に帰属します。
- 2 会員は、会員期間中は、当会社の承諾を得た場合に限り、自己の責任をもって本ノウハウ及び本資料等(以下「ノウハウ等」とします。)を自己又は会員以外の第三者(同業の会員でない者を除きます。)に使用させることができるものとします。ただし、当会社及び会員の利益を害する場合は、この限りでありません。
- 3 会員は、会員期間中は、本規約、当会社が定める方針、当会社からの指示その他のSHEの運営に関する 事項に従うことを条件として、次の各号に掲げる当会社の商標等(以下「本商標等」とします。)を使用す ることができます。
- 一 SHEに関連する商標
- 二 商標登録された当会社の商標(「現金損益」,「4つの事業承継」その他の商標)
- 三 「事業性評価診断士」の名称
- 四 将来において当会社が登録する商標
- 五 前各号に掲げるもののほか、当会社が指定する当会社の商標等
- 4 会員は、会員期間中及び会員の資格を喪失した後であっても、ノウハウ等その他の当会社の知的財産権及び知的資産等の一切を害してはなりません。
- 5 会員は、会員でなくなったときは、直ちに本資料等(電磁的記録を含む本資料等の複写を含みます。)の すべてを自らの責任において廃棄するものとします。

(基本遵守事項)

- 第8条 本規約に定めるもののほか、会員がノウハウ等を利用するに当たっては、本規約、当会社が定める方針、当会社からの指示その他のSHEの運営に関する事項に従うとともに、これを遵守しなければなりません。
- 2 会員は、ノウハウ等を利用して顧客と交渉等するときは、信義誠実を旨としてその業務に当たるとともに、顧客の信用及び信頼並びに当会社の信用及び信頼を棄損する等してはなりません。
- 3 会員は、当会社又は他の会員と共同で顧客に当たるときは、その連携について最大限の注意を払うとともに、当会社又は当該他の会員との信頼関係並びに顧客の信用及び信頼を棄損する等してはなりません。

- 4 会員は、会員期間中は、他の会員の人格及び職業等を尊重するとともに、会員の間で紛議又は紛争等が生じないよう他の会員に十分に配慮し、かつ誠実に他の会員と接するものとします。
- 5 会員は、当会社並びに他の会員の信用及び名誉を棄損する行為その他の当会社の利益を害する行為をしてはなりません。
- 6 会員は、会員としての地位に関して、これを第三者に譲渡し、賃貸し、その他担保に供する等してはなりません。

(守秘義務)

- 第9条 会員は、会員期間中及び退会後において、当会社から提供を受けたノウハウ等及び当会社から開示された情報を第三者に開示等してはなりません。
- 2 前項の規定にかかわらず、会員は、第7条第2項に定める場合又は当会社の書面に基づく承諾がある場合に限り、当会社のノウハウ等を第三者に開示等することができます。この場合においては、会員は、当該第三者に対して会員と同様の守秘義務を負わせる約定を取り交わすものとし、かつ当該第三者が当該守秘義務に違反した場合はその一切の責めを負うものとします。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に定めるものについては、この条に定める守秘義務に関する規定を 適用しません。
- 一 公知の事実又は会員の責めに帰さない事由によって公知となった事実その他のノウハウ等
- 二 当会社又は会員でない第三者から適法に取得した事実その他のノウハウ等
- 三 会員となった時点で当該会員が既に保有していた事実その他のノウハウ等
- 四 法令,政府機関又は裁判所の命令等によって開示が義務付けられた事実その他のノウハウ等

(競業避止義務)

- 第10条 当会社の書面による承諾を得た場合を除き、会員は、会員期間中にあっては、当会社が事業を行う地域及び当該会員以外の会員が営業等を行う地域のすべてにおいて、SHEと同種の事業を行ってはなりません。
- 2 会員は、会員期間中において、当会社の書面による承諾なく、本商標等(本商標等に類似するものを含みます。)を用いてはなりません。

(退会)

- 第11条 会員は、原則として会員期間中に退会を申し出ることはできません。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでありません。
- 一 会員有効期間起算日から起算して1年間を経過しているとき。
- 二 会費の支払いが会員の生計に著しく負担となるとき。
- 三 ノウハウ等の一切を利用しない業界に転職等したとき。
- 四 前各号に定めるもののほか、退会をやむを得ないものと認めるに足りる事由が生じ、これを当会社が認めたとき。
- 2 会員が次の各号の一に該当する場合は、その日をもって退会とします。
- 一 死亡したとき。
- 二 監督官庁から自己の事業に関して営業の停止又は営業免許若しくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき。
- 三 差押,仮処分,強制執行又は担保権の実行として,競売,租税滞納処分その他これらに準ずる手続きが開始されたとき。
- 四 破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続開始決定等の申立てがなされたとき。
- 五 前各号に定めるもののほか、前各号に準ずる事由が生じたとき。

(除名処分)

- 第12条 当会社は、会員が次の各号の一に該当するときは、当該会員を除名することができます。
- 一 本規約の全部又は一部に違反したとき。

- 二 3箇月分以上の会費の滞納があったとき。
- 三 当会社に対する詐術行為、妨害行為その他の背信的行為があったとき。
- 四 前各号に掲げるもののほか、前各号に準ずる不当又は不正な行為があったとき。

(退会時の履行義務)

第13条 会員は、会員でなくなったときは、直ちに提供を受けたノウハウ等の一切を当会社に返還し、あわせて、当会社から開示された情報の一切を当会社に返還し、以後これらの一切を保有してはなりません。この場合において、会員が本規約に基づきノウハウ等を第三者に提供しているときは、当該会員は、当該第三者についても同様の措置を講じなければなりません。

(退会後の競業避止義務)

- 第14条 会員は、退会した日から起算して3年間は、当会社が事業を行う地域及び当該会員以外の会員が営業等を行う地域のすべてにおいて、当会社又は他の会員から提供を受けたノウハウ等の一切を利用してはなりません。ただし、当会社の書面による承諾を得た場合は、この限りでありません。
- 2 会員が退会したときは、本商標等の一切(本商標等に類似するものを含みます。)を用いてはなりません。 ただし、当会社の書面による承諾を得た場合は、この限りでありません。

(反社会的勢力の排除)

第15条 会員及び当会社は、それぞれ相手方に対し、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ若しくはこれに準ずる者又はその構成員(以下これらを総称して「反社会的勢力」とします。)の一切に自ら及び自らの役員が関与しないこと並びに自ら及び自らの役員が反社会的勢力でないことを確約します。 (違約金)

第16条 会員が第7条,第8条,第9条,第10条,第13条,第14条又は前条の定めに違反したときは、 当該会員は、当会社に対し、違約金として、当該違反をしたときに支払っている月額の会費に100を乗じ た額に相当する金員を支払わなければなりません。この場合において、当該違反によって当該違約金の額を 超える損害が発生したときは、当会社は、当該会員に対し、その超過額を請求することができるものとしま す。

(指害賠償)

第17条 会員は、本規約の違反等によって当会社に損害を与えたときは、原則としてその損害の全て(弁護士費用及びその他の実費を含む。)を賠償する責めを負うものとします。ただし、本規約において別段の定めのある事項については、この限りでありません。

(信義誠実)

第18条 本規約に定めのない事項が生じ、又は本規約の解釈について疑義が生じたときは、当会社及び会員は、民法(明治29年法律第89号)その他の法令及び慣習に従い、信義誠実を旨として協議し、友好的に解決を図るものとします。

(合意管轄)

第19条 会員は、本規約に関する一切の紛争については、当会社の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の 専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

(付記事項)

第20条 当会社は、会員の本質的成功(物心両面成功)を達成するため、必要に応じて、本規約を変更する ことがあります。

以上

附 則

第1条 平成28年 1月16日全部改正

第2条 平成28年 3月16日一部改正

第3条 令和 元年10月 8日一部改正